

「次世代交通ビジョンおきなわ策定委託業務(R8)」

に係る企画提案書の公募について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 業務概要

(1) 業務名:次世代交通ビジョンおきなわ策定委託業務(R8)

(2) 業務目的:

沖縄県内における陸上交通は、慢性的な中南部都市圏の交通渋滞や、公共交通空白地域などの課題がある中、人口減少・高齢化の進展など、社会構造の変化等の展望も踏まえ、将来の公共交通のあり方など、戦後 100 年に向けて、議論する時期にきている。

県では、自家用車への過度な依存を脱却し、県民生活の質の向上、地域経済活性化、カーボンニュートラル、世界から選ばれる持続可能な観光地などを実現するため、『中南部都市圏の慢性的な交通渋滞の解消』、『公共交通空白地域の解消』を2本の柱に、戦後 100 年の県内の陸上交通の将来像を描く構想を策定する業務である。

※当該業務は、令和7年度及び令和8年度の2年間かけて策定することとしており、令和7年度の委託業務(次世代交通ビジョンおきなわ 2045(仮称)策定委託業務)の内容を踏襲した上で、業務提案を図ること。

対 象:沖縄県内の陸上交通

取 組:①望ましい公共交通の将来像の構築

②望ましい公共交通の将来像と現状イメージの作成(20年後の公共交通の姿を、現状のままの姿と望ましい姿の間のギャップを確認)

③望ましい公共交通の将来像を実現するための課題の整理

④望ましい公共交通の将来像を実現するための取組の方向性を検討

(3) 業務内容:

- ア 実施計画の作成及び実施準備
- イ 地域ごとの交通のあり方の検討
- ウ 地域ごとの取組の方向性の検討
- エ 県民参画の実施及び県民等の理解醸成
- オ 検討会の運営等
- カ 次世代交通ビジョンおきなわ(案)の作成
- キ 打ち合わせ協議
- ク 報告書作成等

(4) 履行期間: 契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 予算額: 30,000,000 円(消費税[10%]税込み)の範囲内

(6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たすものを公募により選定し当該業務にかかる実施方針、実施体制等に対する提案書(以下、「企画提案書」という。)の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適したものを受注者とする公募型プロポーザル方式の業務である。

詳細は、下に添付している「次世代交通ビジョンおきなわ策定委託業務(R8)に関する公募型プロポーザル実施要領」及び「次世代交通ビジョンおきなわ策定委託業務(R8)仕様書案」等をご覧ください。

なお、本事業の公募内容に関する説明会は特に設けておりません。

【参加事業者の応募要件】

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 沖縄県内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間(令和3年度から令和7年度まで)に交通施策に関連した調査、分析、施策の検討、若しくはPI等を受託(JVを含む)し、実施したことがあること。

※交通施策とは、公共交通(バス、BRT、LRT、鉄道、地下鉄、新交通システム、地域公共交通)、交通結節点(駅前広場、バスターミナル、バスタ)、TDM 施策(パーク&ライド、時差出勤等)、都市交通(道路計画、都市計画道路、総合交通戦略)に関する施策を指し、これに類似する業務を受託したことがあること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年条例第 35 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) 応募について、単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
- (9) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 沖縄県内に本店又は支店を有する法人が必ず 1 者以上参加していること。
 - イ 共同企業体の代表構成員が応募を行うこと。
 - ウ 共同企業体の構成員は、上記(1)～(7)の要件を満たすこと。

2. 応募の手続等

- (1) 本業務に係る質問
 - ア 提出期限： 令和 8 年 4 月 9 日(木) 12 時必着
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 提出期限： 令和 8 年 4 月 15 日(水) 12 時必着
- (3) 審査 企画提案書の内容について、書面審査を行う。

3. 書類等の提出場所及び問い合わせ先等

- (1) 書類等の提出場所及び問い合わせ先
 - 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(県庁 7 階)

沖縄県企画部交通戦略推進課(担当者:大城、仲地)

電話:098-894-2616

FAX:098-866-2448

Mail アドレス:aa015500@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質問書、企画提案書の提出場所及び提出方法

- ・質問書:3(1)の Mail アドレスに送付(必ず担当者に受信を確認すること)
- ・企画提案書:3(1)の場所に持参又は郵送により提出(到着確認が可能な手段とすること)

4. その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあった企画提案書について、後日、沖縄県から照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類等の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) その他スケジュール、様式等は実施要領による。
- (7) 実施要領に適合しない応募は無効とする。